

委員会提出議案第9号

さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年6月11日提出

さいたま市議会議会運営委員会
委員長 萩原章弘

さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例

さいたま市議会委員会条例（平成13年さいたま市条例第286号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（委員の選任） 第8条 [略] 2 議長は、<u>第2条第1項第1号から第5号までに規定する常任委員会のいずれかの常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。</u> 3・4 [略]</p> <p>（委員の辞任） 第14条 <u>委員（第2条第1項第1号から第5号までに規定する常任委員会の常任委員を除く。）が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u></p>	<p>（委員の選任） 第8条 [略] 2 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。 3・4 [略]</p> <p>（議会運営委員及び特別委員の辞任） 第14条 <u>議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。